

八幡浜市漁業者支援事業費補助金交付要綱

〔令和 2 年 8 月 2 6 日〕
〔要 綱 第 7 0 号〕

改正 令和 3 年 1 月 2 6 日要綱第 1 号
令和 3 年 2 月 8 日要綱第 3 号
令和 3 年 3 月 3 1 日要綱第 3 0 号
令和 5 年 3 月 3 1 日要綱第 4 4 号
令和 6 年 3 月 2 9 日要綱第 3 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、急激な物価上昇により厳しい経営環境にある漁業者の負担を軽減するとともに、地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において八幡浜市漁業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、八幡浜市水産物地方卸売市場の卸売事業者（以下「卸売事業者」という。）とする。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市漁業者支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、八幡浜市漁業者支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

(補助事業の変更)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市漁業者支援事業変更承認申請書（様式第 3 号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受け

なければならない。

(変更の承認)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、八幡浜市漁業者支援事業変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに八幡浜市漁業者支援事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、八幡浜市漁業者支援事業費補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、八幡浜市漁業者支援事業費補助金精算払請求書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する精算払請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、八幡浜市漁業者支援事業費補助金概算払請求書(様式第8号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監査)

第13条 市長は、補助事業者が実施する補助事業に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金

の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったと認めるとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年1月26日要綱第1号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市漁業者支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年2月8日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要綱第30号) (抄)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改正規定(第3号、第14号及び第31号にあつては、次に掲げる規定)は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日から施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日=令和3年6月1日]

(1)～(22) (略)

(23) 第26条第3号中八幡浜市漁業者支援事業費補助金交付要綱様式第7

号及び様式第8号

(24)～(43) (略)

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月31日要綱第44号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第33号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の八幡浜市漁業者支援事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付手続に関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象経費	漁業者が卸売事業者に対して支払った八幡浜市水産物地方卸売市場業務規程（令和2年6月18日制定）第69条に規定する委託手数料のうち、物価高騰の影響を受け経費の増数等の事情が生じた当該漁業者に対して、卸売事業者が返金を行った額
補助率	補助対象経費の10分の10以内（委託手数料に3分の1を乗じて得た金額を上限とする。）